

第1部 環境行政の展望

本県は、広大な海に面し、変化に富んだ長い海岸線、多くの島々、緑の山々、温暖な気候などがもたらす、雲仙天草、西海の2つの国立公園をはじめとする美しい景観や貴重な野生動植物を有するとともに、古くから海外との交流によって培ってきた多くの歴史的文化的遺産を有するなど、豊かな環境に恵まれています。

この豊かな環境を将来へ引継ぎ、地球温暖化や越境大気汚染、漂流・漂着ごみ、閉鎖性水域の水質などの諸課題に対応していくため、本県では、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を平成12年に策定しました。その後、新たな課題への対応等を図るため、平成16年に見直しを行い、さらに平成23年と平成28年には新たな計画を策定しました。

平成28年3月に策定した第3次計画では、本県がめざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めています。これは、長崎県環境基本条例に掲げる3つの基本理念である、「①健全で恵み豊かな環境の保全と将来の世代への継承」、「②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくり」、「③地球環境保全の推進」を考慮しつつ、本県が目指すべき環境の方向性を表したものです。このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標として、「①低炭素社会づくり」、「②人と自然が共生する地域づくり」、「③循環型社会づくり」、「④安全・安心で快適な環境づくり」を掲げています。

本県の環境の特色としては、ツシマヤマネコなどの希少野生動植物や国立・国定公園、ユネスコ世界ジオパークなどの優れた地域資源があります。地域の自然環境や生物多様性の保全等とともに、自然とふれあう機会の増加やインバウンドを含めた自然資源を活用した観光など、自然の恵みを生かした地域の活性化が求められています。

また、「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」の形成を図るには、県民・事業者・行政（県・市町）などの各主体が相互に連携・協働し、ごみ排出量の更なる削減や再生利用率向上に向けた実践的な取組を推進する必要があります。PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、期限内の適正処理に向けた取組が求められています。そして、水・大気環境の分野では、閉鎖性水域における総合的な水質保全対策、光化学オキシダントやPM_{2.5}など広域的な大気汚染への取組が引き続き求められています。

さらに、地球温暖化対策の取組としては、これまで以上に、県民・事業者・行政（県・市町）などの各主体がそれぞれの立場で身近なところから、節電などの省エネや再生可能エネルギーの活用などの削減対策（緩和策）に取り組むとともに、今後は、温暖化により既に生じている、又は、将来予想される被害を軽減・緩和するための対策（適応策）にも取り組んでいくことが求められています。

これらの現状を踏まえ、平成30年度においては、次の基本方針に基づき横断的かつ総合的な環境保全対策を推進しています。

- 特定外来生物等に関する防除体制の強化など、希少野生動植物の保全を図るとともに、国立公園及び島原半島ジオパークの自然観光資源を活用し、インバウンド対策等の多様なニーズに対応した地域活性化の取組など、人と自然が共生する地域づくりを推進します。
- 食品ロス削減対策の強化や地域の未利用資源の循環利用に向けた取組など、「ゴミゼロながさき」を推進するとともに、PCB含有安定器の処理期間内の処分に向けた取組を進めるなど、廃棄物の適正処理を推進します。また、海域や河川などの水質や大気環境の保全を図り、安全・安心で快適な環境づくりを推進します。
- 事業者・一般住宅における省エネ改修や家庭における省エネ活動の実践に向けた取組を進めるなど、環境にやさしい生活や事業活動を通じて、低炭素社会づくりを推進します。